

令和 3年 1月

# 事業所税の手引

広島市

## マイナンバー導入に伴う事業所税の申告等について

平成27年10月に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行され、マイナンバー（個人番号、法人番号）制度が導入されました。

これに伴い、事業所税の申告等についても、以下の表の区分に従って、マイナンバーを記載していただく必要があります。

### 1. 事業所税の申告（修正申告を含む。）

区 分	平成28年1月1日以後に開始する事業年度分の法人の事業、または平成28年以後の年分の個人事業についての申告	平成27年12月31日以前に開始した事業年度分の法人の事業、または平成27年分までの個人事業についての申告
申告書様式	新様式	旧様式
法 人	法人番号の記載が必要	法人番号の記載不要
個人事業主	個人番号の記載が必要	個人番号の記載不要

※ 個人の方の個人番号の記載については、ご本人確認及び個人番号確認のために、マイナンバーカード等の提示が必要となります。（郵送の場合は、これらの写しの添付が必要となります。）

※ 旧様式の「法人（個人）番号」は、新様式では「管理番号」に名称を変更しました。

### 2. 事業所税の更正の請求書、事業所税に係る減免申請書、事業所税に係る事業所等の新設又は廃止に関する申告書、事業所用家屋の貸付申告書

平成28年1月1日以後の請求、申請など

法 人	新様式	法人番号の記載が必要
個人事業主	新様式	個人番号の記載不要

- 申告書、請求書等が必要な方は、広島市ホームページからダウンロードしてご利用いただくか、市民税課法人課税係までご連絡ください。

問合せ先、広島市ホームページのアドレス等については、本手引の最後のページをご参照ください。